

第1回 北見市男女共同参画審議会会議録(要旨)

日時 平成19年11月12日(水)

18:30~

会場 北見市役所 別館入札室

出席者

・委員

川村委員、清水委員、田中委員、中山委員、橋本委員、松浦委員、松岡委員、村井委員
矢萩委員、吉谷委員

・事務局

市民環境部長、市民環境部次長、市民活動課長、男女共同参画担当係長

1. 開会

市民活動課長により開会

2. 委嘱状の交付

市長より、新たに委嘱する委員へ委嘱状を交付

3. 市長挨拶

ただ今、北見市男女共同参画を推進するため条例の規定より、半数の委員の方の改職に伴いまして、新たに委員となられる方に委嘱状を交付させていただいたところでございます。また、本日の委員の委嘱に際しましては、事前に皆様には委員委嘱同意のご快諾を頂いておりましたことに、あらためてお礼を申し上げます。

さて昨年の3月5日に1市3町が合併し、新北見市が誕生いたしました。この市町村合併に伴い、旧北見市で策定しておりました男女共同参画の「基本計画」や「条例」などが失効したところでございます。「条例」などの法的な整備は、順次制定を済ませ、一定の整理が終了したところでございます。

しかし、「基本計画」につきましては、合併後の新市の特性、言い替えますと、新北見市は非常に広い面積を持つ市となり、商業圏や農業・林業、新たに漁業をも含めた非常に多岐にわた

る産業を備えた市となりました。基本計画は、それらに伴う地域の経済や生活の特性などを十分に考慮し策定をしなければ実効ある計画にならないと考えております。

このことから、昨年来より新たな「基本計画」の策定に向け、本審議会において7回の審議を重ねられた後、「基本計画」の答申をいただいたところでございます。

市では、この答申を受けまして、庁内の課長職など30名程で構成する「男女共同参画推進連絡会議」、さらには、この会議の下に三つの分科会を設置し、基本計画について協議・検討し、それらの結果を事務局が精査しまとめたものが、本日の提案となりました「基本計画の素案」となったところでございます。

委員の皆様には、男女が互いにその人権を尊重し、当市の特色も兼ね備えた「基本計画」となるよう、ご審議、ご意見を頂戴いただきますことをお願い申し上げ、ご挨拶とお礼に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

3. 委員及び事務局自己紹介

市民活動課長

本日は、新たな委員をお迎えし、本年度初めての審議会の開催となりますので、委員の皆様、及び事務局を含め、自己紹介をお願いしたいと存じます。

- ・委員が五十音順に自己紹介(席順は会長を除き五十音順です)
- ・事務局 = 部長より順次自己紹介

市民活動課長

皆様ありがとうございました。ここで松岡会長よりご挨拶を賜りたいと存じます。

4. 会長挨拶

改めまして、会長の松岡でございます。本日、新たに委員に委嘱された方もおりますので、一言ご挨拶を申し上げます。

私も、昨年より本審議会の委員に委嘱されました。私ごとで申しますと、昨年、前職の大学の勤務を終え、故郷であります北見市に戻って参りましたところ、北見市が合併したばかりであり、北見市の市民憲章を策定しなければならないということで、市民憲章の策定委員、また、新北見市の男女共同参画基本計画の策定も、旧北見市から事務が進められており、昨年より二つの委員を勤めさせていただいております。

市民憲章につきましては、多くの皆様の協力のもと無事策定することができ、ひと安心しましたが、男女共同参画の基本計画につきましては、本日、計画の素案が皆様に配布されましてとおり、今まさに大詰めを迎えております。

先程、神田市長さんの挨拶にもありましたが、昨年は7回の審議会を開催しまして、北見市の男女共同参画の基本計画について「答申」をいたしました。私自身、委員を引き受ける際には、大学の教授会の中などでジェンダー論を交わしていたことなどから、男女共同参画については一定の知識があったつもりでございましたが、実際、委員を引き受け、結果を残すという作業は、非常に膨大な事務量や作業量、またより多くの知識が必要でありました。

昨年の審議会を開催する際は、掲げたテーマにより事務局がテーマに関連する資料として、国の男女共同参画基本計画から旧北見市の男女共同参画プランをはじめ、そのテーマ毎に専門的資料など、非常にボリュームのあるものが事前に送られてきてまして、審議会に臨む前には、その資料を読み込み、さらに理解し、そしてテーマに沿った北見市の基本計画について意見を交わす、という手法で進めまして、3月の終わりになりましたが審議会委員の意見の一致によりまして「答申書」を市長に渡すことができました。

本日審議する素案は、事務局は「答申書」を基に、庁内の課長職などの「男女共同参画推進連絡会議」、さらには、三つの分科会を設置し、各部署が私達の「答申」を真摯に受け、協議・検討されたものが、お手元にある素案となっているのです。これだけの膨大で中身の濃い素案の策定にあたりました市の事務局をはじめ、協力された市の全部局の方々に敬意を申し上げます。

さて、審議会の委員は、1年毎に委員の半数が条例の規定により改嘱されます。また、選出された団体なども多様でございます。限られた時間の中で、効率よく中身のある審議をしたいと考えておりますので、継続委員の皆様・新たな委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。平成19年度第1回目の北見市男女共同参画審議会の開催に当たっての挨拶といたします。

市民活動課長

ありがとうございました。これより先の議事進行につきましては松岡会長により進めていただきたいと思います。松岡会長よろしくお願いたします。

4. 議 事(1)～副会長選出

会長

それでは、レジメ4の議事につきまして、順次進めてまいります。

まず、議事(1)の副会長の選出についてですが、選出方法などにつきまして、事務局より説明願います。

市民活動課長

はい、「北見市男女共同参画審議会規則」の第2条におきまして、「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」と規定されております。以上でございます。

会長

事務局より、副会長選出が規定されております規則の説明がございまして、副会長の選出につきましては、「北見市男女共同参画審議会規則」第2条の規定により、委員の皆様の互選となっている」との説明がありました。

そこで、副会長の選任につきまして、どのように取り計らったらよろしいか、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

C委員

事務局の方で、副会長の案などお持ちでないのでしょうか。もしあれば参考にさせていただきたいのですが。

会長

只今、「事務局の方で案があれば示して」というご意見がございましたが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

全委員

了承

会長

それでは、事務局で腹案がありましたら発表願います

市民活動課長

はい、旧北見市男女共同参画審議会の「中間答申」、また、昨年の「最終答申」の作成にご尽力をいただき、今までの副会長でした吉谷委員を引き続き副会長に、という案でございます。

会長

ただいま事務局より、吉谷委員を副会長に、という案が提示されました。お諮りさせていただきます。事務局案 = 吉谷委員を副会長に決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なしの声 = 各委員より拍手で承認

会長

ありがとうございます。それでは吉谷委員を引き続き副会長と決定いたします。

吉谷委員どうぞよろしくお願ひいたします。

吉谷委員は副委員長席へ移動

市長は他用務にて退席

会長

副会長、一言ご挨拶お願ひいたします。

副会長

ただ今、副会長に選出いただきました吉谷でございます。旧北見市の審議会からから数えますと、今年で3年目になります。副会長は昨年よりやらせていただき、審議会前に事前に会長と私と事務局で打ち合わせを行い、次回の審議会の事前準備としまして、送付資料の確認や進行方法などを協議するとともに、また、審議会後に、各委員の皆様の意見の集約などをしてまいりました。今後もよろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。

4. 議 事(2) ~ 審議会設置の趣旨(役割)及び経過説明

会長

それでは、レジメに従い議事を進めて参ります。議事(2)の北見市男女共同参画審議会の設置の趣旨(役割)及び経過について、事務局より説明をお願いします。

市民環境部次長

はい、私の方から、北見市男女共同参画審議会設置の趣旨とこれまでの経過、今後のながれにつきましてご説明させていただきます。

お手元に配布させていただきました「素案」の 70 ページをお開きください。70 ページから北見市男女共同参画を推進するための条例が掲載されております。次に 72 ページになりますが、この北見市男女共同参画を推進するための条例の第 16 条では、「市長は男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため基本計画の策定」が規定されており、また、同条の第 3 項に「市長は基本計画を策定する場合は、または変更しようとする場合は、あらかじめ、北見市男女共同参画審議会の意見を伺うこと」と規定されてございます。

本日お集まりいただきました委員の皆様には、新たに策定していきます新北見市の基本計画についてご意見を賜りたいということとなります。

また、合併前の旧北見市では、平成 11 年にお手元に配布させていただいておりますとおり、第 1 次の基本計画を策定しておりました。この計画は、8 年間の計画、平成 18 年度までの期間となっており、平成 18 年度をもって終了するということから、合併前の旧北見市から北見市男女共同参画審議会を設置しまして、合併後の新北見市の特色をも視野に入れながら、新市の男女共同参画基本計画について協議・検討いただき、その結果として、平成 18 年 2 月 23 日に「中間答申」をいただいたところでございます。

また、昨年度、新市誕生後になりますが、平成 18 年 10 月 17 日に、新たな北見市男女共同参画審議会を設置させていただきました。新市の審議会では、旧北見市で受けておりました「中間答申」、これを踏襲した内容で、新市の目指すべき男女共同参画社会の形成に向けた「基本計画」について、計 7 回の審議会を開催いただきまして、本年 3 月 27 日に最終の「答申」をいただいたところでございます。

市は、この「答申」を受けまして平成 19 年度中での基本計画策定に向けまして、庁内の課長職等で構成いたします「男女共同参画推進連絡会議」、及び、その下部組織として「三つの分科会」を設置いたしまして、「基本計画」の体系、そして体系に基づき市が実施すべき事業の精査を行うとともに、種々協議・検討を重ねてまいりまして、4 自治区間での意思統一も図りながら取りまとめてまいりました。

そのまとめが本日配布いたしました「基本計画の素案」となったところでございます。なお、本素案をご審議いただいた後、審議会のご意見等を素案に反映させまして、今月の 27 日に、先程申しました庁内の課長職等で構成する「男女共同参画推進連絡会議」に諮らせていただ

きます。この連絡会議でさらに検討いただきまして、その結果を再度この審議会に諮らせていただき、再びご意見を賜りたいと考えております。そのご意見を素案にさらに反映させたものを最終の計画案として、市長を本部長とし市の部長職等で構成します「北見市男女共同参画本部会議」に諮っていきたいと考えております。

この本部会議で承認されれば、新北見市の「基本計画」となるものであります。決定されました「基本計画」につきましては、本年度内に計画書の印刷、そして議会への報告、さらには市民皆様への公表、このような手順での事務を進めていきたいと考えております。

また、さらには、本日提案いたします素案を市ホームページに掲載するとともに、市役所総合案内、各総合支所、女性センター等に設置し、市民の皆様からも意見を広く募りたいと考えております。また、寄せられた意見等につきましては、計画の趣旨に沿うものであれば、次回の審議会の中で委員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

初めて参加された委員の方もおられまして、事前にこの素案が配布されたからと言いましても、これだけ膨大な素案に意見を述べることは大変難しいことと思います。しかし、次長より説明がありましたとおり、ゆっくり検討していく時間がないわけでありまして、11月27日には、庁内の課長職等で構成する「男女共同参画推進連絡会議」が開催されることが決まっております。その中で議論いただくために、素案に対する審議会の意見を述べていかなければなりません。

まずは、次長の説明につきまして、質問や確認事項がありましたら受けたまわりたいと思います。何かございませんか。

Ｊ委員

はい、11月27日に庁内の連絡会議を開催し、その後、そこで付された意見等をまた審議会に報告され、ここで審議すると説明がありましたが、事務局では本年度の審議会をおおよそ何回ぐらい開催していきたいのか、前回は7回でしたが、その回数・日程的なことをお聞かせください。

会長

昨年度は、7回の日程で審議しました。今年度は何回程か事務局よりお願いいたします。

市民環境部次長

今のところ予定させていただいておりますのは、本日の会議でご意見をいただくことと、今月27日の課長職等の連絡会議からおりてきたものをご審議いただく審議会、併せて2回ほどと考えております。

会長

分かりました2回程度ですね。本日出された意見は課長会議に諮り、もう一度その課長会議の結果を審議会で審議するということです。本日はまず課長会議にかけるにあたり、この素案を十分に審議することです。さらに、その後の課長会議の後に、最終の審議会を開催するわけですから、2回目の会議はより慎重を期します。みなさんよろしいですか。

引き続き確認事項等ありますか。

副会長

2回で終わるのにこしたことはないのですが、例えば素案の審議が、本日の審議会だけでは終了しない時などはどうしますか。

男女共同参画担当係長

はい、本日審議が終了しない場合は、庁内の課長職等の会議の日程が決まっておりますことから、それまでにもう一度審議会を開催いただき素案の審議を終了願いたいと考えます。そうなりますと、日程的には非常にきつくなりますが、合計3回の審議会の開催となります。

会長

そうなりますと、最大限3回の短期決戦となります。昨年と違い半年の猶予はありません。皆さんよろしいですか。本日配布の資料を見たところ、もう既に素案に対する意見書を書いている委員の方もおりますし、また、会議の中でも順次発表していただきたいと思います。

J委員

3回の審議、そうなりますと、事務局ではこの素案については、かなり自信のあるものを出してきたということですね。

会長

そうだと思います。個人的に申しますと、確かに3月の答申以来の7ヶ月の間で、各自治区を含む庁内の会議等を経て、各種事業等の整理を行い、ここまで完成されたものを策定したと感心しております。

4. 議 事(3)～基本計画素案の審議

会長

まず、皆様のご意見をいただく前に、事務局より素案の概要を説明していただき、その後ご意見をいただきたいと思います。事務局より説明願います。

男女共同参画担当係長

はい、まずお配りしています資料の確認をさせていただきます。

本支配布の資料でございますが、事前に郵送させていただいた資料は、一つ目は基本計画素案でございます。次に二つ目は素案の意見書でございます。この2点が、全委員にお送りしております資料です。

次に、新たな委員の皆様には、過去の経過・参考資料といたしまして、旧北見市の基本計画になります「男女共同参画プラン」の写し、旧北見市の男女共同参画審議会から提言いただいた「中間答申書」、昨年度、新市の男女共同参画審議会から提言いただいた「答申書」、A3版の旧北見市のプラン推進実施状況調べ平成17年度実施・平成18年度事業計画、以上をお送りさせていただきました。

次に、本日の配布資料でございますが、「レジメ」、「審議会委員名簿」、皆様からいただいた「意見書集約書」でございます。資料は、以上でございます。

なお、資料ではございませんが、新委員の皆様には、北見市男女共同参画審議会の委員報酬「口座振込依頼書」を会議のご案内文書と併せてお送りしております。こちらにつきましては会議終了後、私が集めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、委員報酬などにつきましては、市の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に準じ、報酬・交通費など、後日、ご指定のありました口座に振り込ませていただきます。

それでは素案の概要を説明させていただきます。

基本計画の名称ですが、審議会では、旧北見市の「プラン」や「北見市男女共同参画を推進する

ための条例」を基本とし、「中間答申」及び「最終答申」を提言されておりました。このため、旧北見市のプランを - 第 1 次 - と考え、本年度策定予定の新プランを - 第 2 次 - にすることが自然であると考えられますことから、「あなたとわたし とともに生きる 21 世紀 男女共同参画プラン きたみ - 第 2 次 - 」と、いたしまして素案を配布させていただきました。しかし、今回作成します基本計画は、合併後の新市で初めての計画になり、旧北見市から継続して、2 次・3 次にならないことが分かりましたので、表紙にあります - 第 2 次 - をとりまして、「男女共同参画プラン きたみ」に変更させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、表紙から 2 枚目の裏に目次がございますのでお開きください。

上から、第 1 章 計画策定の背景、第 2 章 計画の基本的な考え方、第 3 章 計画の内容、と最後に付属資料を掲載した構成といたしました。

まず、1 ページ目からの第 1 章 計画策定の背景についてですが、市町村合併が行なわれ、各自治区・旧町や旧町のそれぞれの学校・公的な機関等には、新たに「基本計画書」を配布することとなるため、国内外及び市の取り組み経過についても、詳しく掲載することといたしました。

1 ページからは国際社会の動き、3 ページからは国内の動き、5 ページからは北見市の取り組み、6 ページは社会情勢の変化とし、旧北見市のプランと比べましても詳しい内容となっております。

次に、7 ページ目からの第 2 章計画の基本的な考え方につきましても、今申し上げたことから策定の趣旨、目標、位置づけ等は、新市の初めての計画であるため明確に整理いたしました。

なお、計画の期間につきましては、男女共同参画の基本理念は継続するという観点から、平成 20 年～平成 29 年の 10 年間といたしました。但し、計画の進捗状況や時代の変遷などに応じ、適宜見直しを行うことも明記しております。

次に、9 ページ目の計画の体系についてですが、旧北見市のプランでは、「推進課題」、「大項目」、「中項目」、「小項目」となっており、また、答申におきましても「重点課題」及び「大項目」と提言いただきました。それぞれ答申いただいた「重点課題」及び「大項目」の内容の変更は、ございませんが、計画書であることから、「重点課題」を「基本目標」へ、さらに「大項目」を「基本的方向」と名称を変更させていただき、計画の向かうべき目標・方向といたしました。また、旧プランでは、「中項目」、「小項目」がりましたが、答申いただいた「大項目」= 本素案の体系では「基

本的方向」ですが、ある程度細かな具体的内容の提言を受けましたことから、直接その下に「具体的施策」とさせていただき、3つの流れの体系といたしました。

次に、10ページからの第3章の計画の内容ですが、基本目標の「政策方針決定の場における男女共同参画の拡大」から順に、49ページの基本目標の「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」まで、全庁の各部局で執り行われる実施事業名、事業の内容を体系順に掲載しております。この事業内容の掲載では、旧プランや他都市の計画書と比べまして、市民が見ても市が行う事業の内容が分かるようにと、事業内容を詳しく表現し掲載いたしました。

次に、付属資料になりますが、男女共同参画推進に向け、欠かせないものとして、50ページからは日本国憲法の関係条項の抜粋版、52ページからは女子差別撤廃条約、61ページからは北京宣言、64ページからは男女共同参画基本法、70ページからは当市の北見市男女共同参画を推進するための条例を掲載いたしました。

次に、74ページから男女共同参画関係の年表を添付し、基本計画素案といたしました。

最後になりますが、計画書印刷時には、2色の濃淡で印刷するとともに、グラフや表等のレイアウトを工夫し、見やすいものすることを考えております。以上でございます。

会長

ただ今、事務局より説明がございましたが、質疑につきましては、意見書が配布されておりますので、各委員からの意見を賜り、のちほど一括議論したいとおもいます。

それでは、意見書を提出いただきました委員から順番に、意見書に基づきご発言をお願いいたします。まずは、副会長からお願いいたします。

副会長

素案全体としては、昨年度話し合いました重点項目と重点課題、言わば答申に沿って策定されており、また、今既に行われている市の政策や事業、これから取り組まなければならないことを合わせてよく整理されているものと思われました。

この素案を根本的に見直した方が良いという点などは、全体を通してありませんでしたが、表現上で、若干見づらい点や読みづらいという問題がありました。

1ページから7ページの部分ですが、私も意見書を分かりづらく書いてしまったかも知れませんが、計画作成の時に市は何をしたのかと細かく記入するということは、市町村合併があり、

ここからは今までと違って、ここまでは旧北見市の取り組み、社会情勢の変化、さらに国際社会の動きから北見市の動きへと話しがつながってきたところなのですが、この7ページから北見市の話しに絞られていきますから、北見市をもう少し強調されたら良いのかと思いました。

大きな変更は必要ないと思いますが、どこに要旨をおくかなのですが、見出しを見直したら良いのか、内容を若干見直したら良いのか、少々検討の余地があると思いました。

次に、2ページに戻りますが、他の部分は表がでてきたり図が出てきたりしており、1つの文章が長いという印象はあまりないのですが、ここは、箇条書きで次々に書かれている感じがしますので、もう少し見やすい方が良いと思いました。もし、ページを使っても構わないのであれば、項目毎に小見出しとかが付されると良いのかと思いました。

それとグラフや表で見づらいと思うものがありますので、印刷発注の際は、2色刷りなど工夫されたら良いと思います。また、グラフにタイトルとともに番号が必要であり、文章中の記載順に番号を入れ、勿論文章の中でもグラフの記載ページを明記します。そうすると説明・登場した順になり、分かりやすいものになると思います。あと、気になった事は、13ページのグラフが下の表がどの部分に該当し、何をグラフにしたということが分かりづらいです。

また、21ページのグラフの国別の欄にある程度スペースをとると良いと思います。

次に、15ページの5番の「職場における女性職員登用」事業の事業内容の中で待遇マニュアルを活用するとありますが、待遇マニュアルをどう活用するのか、また、待遇マニュアルとはどのようなものなのか、その説明が必要です。

次に、事業内容が目標のような表現があり、具体的にどうやって行うのかが足りない部分があると思います。今の時点で具体的に書けないものは、今後その方法を探し、見つけていくということも計画に盛り込まれていく必要があると思いました。

次に付属資料についてですが、この部分も小見出しなどがあると、分かりやすいと思いますので、ひと工夫必要ではないかと思いました。

また、事業の内容に戻りますが、57番の婦人相談・家庭相談・母子相談事業と59番のオホーツク被害者相談室の充実が、事業内容の整理が必要だと思います。どちらも混在した形の表現になっているのではないのでしょうか。両方の事業とも相談することと、防止すること、支援することが説明しきれていないのではないかと思います。

次に、今気づいたことなのですが、9ページの計画体系図ですが、大きな柱を基本目標としたことについてですが、目標=それでも通じるのかなと思いますが、目標というとなら何%とか、その目標の数字をクリアした、超えた、そういうような印象があるので、目標というように表現にしている、上手く伝わるのかなと思いました。皆さんで検討して頂ければと思います

会長

はい、ありがとうございます。

まず、ただ今いただいたご意見の全般のほとんどは、編集上の問題であって、見出しの付け方とかグラフの校正とか、事務局の方で対応できることと思いますので、事務局の対応をお願いします。

次に、待遇マニュアルの表現や、最後の部分でありました57番の婦人相談・家庭相談・母子相談事業と59番のオホーツク被害者相談室事業の整理など、そのこのところを事務局から説明と今後の対応・展開を説明してください。

男女共同参画担当係長

はい、まず、事業5番目の待遇マニュアルについてですが、15ページの1番上の事業=職場における女性職員の登用及び男女役割分担意識の是正=こちらの事業内容で待遇マニュアルの活用とあり、委員ご指摘のとおり説明が不足していると思われます。この市の待遇マニュアルは、例えば、お茶くみ、台所や茶碗の片付けなど、そういうものは女性職員に限っているものではないと明記されております。それでこれをもっと活用しようという形でここに記載しております。このマニュアルの観点は、男女が共に行うという内容です。それを具体的に記入した方が良いと思いますので、説明の文章表現を工夫したいと思います。

次に35ページの59番の事業が、委員からご指摘があったとおり、オホーツク被害者相談室が、被害防止をするための取り組みを進めていくかという点が疑問に残りますので、この表現が防止するための取り組みになるか、さらには57の事業との整合性も含め、担当課と協議・精査してまいります。以上です。

会長

最後にもう1点、9ページの体系図の基本目標の表現がこれで良いか、こちらにつきましては、一問一答ではなく、皆さんとの意見を聞いてから審議していきたいと思います。

このような進行方法で進めていきますが、初めての委員の皆様よろしいですか。

副会長

もう少し聞き足りない部分を確認してよろしいですか。

会長

まず、事務的にクリアできるものや、共通の話題となるものについて提起願います。

副会長

接遇マニュアルについてですが、接遇というのは市役所を訪れた市民とか、お客ですとか、そういう方達に対しての接遇であり、そのマニュアルではないのですか。

男女共同参画担当係長

はい、そうです。そういう方々の対応の接遇マニュアルとなっています。しかし、その中に接遇は男女間で平等であり、例えば、お客様へのお茶出しやお茶当番など、男女共同参画の観点から男女間の固定なく平等にやりましょう、ということが明記されております。先程も申しましたが、事業内容の文章表現を分かりやすく工夫したいと思います。

副会長

前半の文章があるので非常に伝わりづらい部分があります。これは要するにこれは職員の職務マニュアルでもあると間違えてしまいそうですので、もし分かり易い表現があるなら検討していただきたいと思います。

会長

文章表現の問題ですね。職員が接遇マニュアルを活用し、何をするのか端的に分かりやすい文章表現を工夫してください。

副会長

35 ページの相談室ですけど、これは今後協議検討していただくということなのですが、59 番の事業がオホーツク被害者相談室となっています。北見市の事業がオホーツクという名称になっており、事業はオホーツク全体が対象だと思います。その事情が分からないと 57 番とどこが違うのか、その辺の整理・表現も確認いただきたいと思います。また、この事業の中に幼児虐待がありますが、これは幼児で間違いはないですか。学童以上は違うのか確認が必要です。

男女共同参画担当係長

はい、文章表現は分かりやすいように工夫いたします。次に 57 番の事業と 59 番の事業は担当課と確認いたしまして、改めてご報告いたします。

副会長

よろしくおねがいします。

会長

意見書が集約されておりますので、集約順に発表していただきたいと思います。A 委員は本日欠席ですので私の方で読みあげてまいります。

A 委員の意見書～会長代読

「基本計画」を策定するにあたり、基本目標として、5 つの目標を上げている。そして、基本的方向から具体的施策とたいへん良くできていると感じます。

しかし、なぜ、男女共同参画プランが必要なのが、抽象的で分からないのではないかと思います。私自身も分かっていないのかも知れませんが、男女共同参画社会の実現はさまざまなメリットをもたらします。

「こくきん創業支援センター北海道」によりますと、「道内では将来的な人口減少、それがもたらす経済の停滞について警鐘が鳴らされています。しかし、既に働き盛りの人口減少は、20 年近く前から始まり、道内経済の足腰を弱くしている。こうした働き盛り層の減少に対処する鍵は、女性の起業である。」とっております。

女性が元気に活躍する社会、いわゆる男女共同参画社会の実現であり、具体的な女性起業家資金の創設は良い具体例であると思います。

以上のとおりです。

ひとつおき皆様のご意見を聞いてから、また話題の中にご自身の意見を反映させていただきたいと思います。ここでのコメントは後といたしまして、次に進みたいと思います。

会長

はい、それでは、次に B 委員お願いします。

B 委員

はい、過去の資料を大まかに目を通したつもりですが、審議会に初めて参加ということもありまして、この非常に膨大な計画について意見を述べると言いましても、細かいところと言

ますか、細かい表現なんかについてチェックしたら良いのか、それとももっと根本的なところについて意見を述べたら良いのか、私自身も迷いまして、よく分からないまま意見書を書いてしまいました。

意見書の最初の方は、全般的なところに対する意見です。私自身は男女共同参画の内容としては、例えば基本目標が5つ挙がっていますが、特に目標の1番、2番、3番をイメージしていたものです。

例えば、男女のバランスが取れていない部分、今まで取れなかったところに対して、ある程度バランスが取れるように、行政の方もやりましょうという意味なのではないかと捉えていました。それをサポートするような政策を行政が実施するという意味と考えておりました。

まず、意見書の1番のところに書かせていただいたのは、例えば、36ページの4の2の(1)というところで、生涯にわたる男女の健康の保持増進という施策ですが、癌検診ですとか、健康診査などが挙げられています。また、その後には、健康教室に関する事業が続いて挙げられています。事業内容としては非常に大事な内容だと思いますけど、ここは別にこれまで特に男性に向けてだけだったとか、そういうアンバランスがあったのでなければ、特別その男女共同参画プランの項目として掲げなくても良いのではないかと思います。なるべく数多くの項目をプランに含みたいというお考えなのか、私には分かりませんが、あまりなんでもかんでもこれに入れてしまって数を増やすというのは、逆に実現するのが難しくなったりする事もあると思ひまして、狭い意味になってしまうかも知れませんが、本来の男女共同参画の項目に絞って実施するのも1つの案かと思ひます。しかし、今言いました事業自体は当然今後も市で続けられる内容だと理解していますけど、このプランの内容として入れるのは良いのかどうか疑問に思ひました。

2番目としましては、事業内容が目標とはなっていないので、目標数値は書いていなくても良いかもしれませんが、事業内容のところに具体的な数値目標が入っていた方が、この計画を10年間実行した後で、達成度の評価というものが行われると思ひますが、どのくらいこの計画が実現できたか、数値等がなければ評価ができませんのではないかと思います。

例外的に、15ページの事業名5番のところで「職場における女性職員の登用」がありますが、例えば、その管理職登用目標を10%とすると、数値目標が入っているところがあります。全て

の事業に目標値を入れるのは、困難であるとしてもある程度の数値を入れたり、あるいは逆にゼロになるとか、このような形で具体的に入っている方が良いのではないかと思います。

また、例として考えたのは、育児休暇を取るための啓発活動ですが、「育児休暇という制度があるので使って下さい」と啓発だけでも、実際に育児休暇を取得するというところまで中々進まないと思いますので、その辺も何%ぐらい達成するという目標数値があると良いのではないかと思います。

あと、3つ目のところは細かい内容になるかも知れませんが、27ページのところに下の方になりますが、2の2(4)男女が共に働きやすい生活環境の整備というところで、児童館、児童クラブ事業、育児環境の充実等々ありますので、後半に出てくる事業で保育園、保育環境の整備という項目の事業名91番、92番などを、それらもこちらの方に組み込まれる方が自然なのではないかと思いました。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。

短い期間に良く読み込んでいただき感謝いたします。ご意見いただいた1番目の項目に関することについては、最終答申の中で実は議論を重ねた部分であり、そのことを良く見抜いていただいたと感心いたしました。

男女共同参画社会の推進にあたりまして、男性の権利そのものはどうなっていくか、そこを考えたらず々面倒な課題となり、審議会でも深く議論を絞り込んだのは2つありました。それは母子家庭、父子家庭の問題があり、母子家庭だけ守られていくのはおかしいわけで、こここのところの表現が提言の中では「ひとり親家庭」に修正されまして、男性のひとり親家庭につきましても、男女共同の観点から守られなければならないという結論になりました。次に健康の問題についてですが、男性の健康の問題だけではなく、また、女性の方だけではなくて、当然、家庭全体、国民全体の健康を考えなければならないということになりました。そのような議論から健康に関する部分も掲げていくこととなり、これらの政策・事業等が掲載されました。

それから、数値の問題につきましても、答申を考える過程の中で色々と議論いたしました。具体的に事業が何年計画で行われ、何年目に、ここまでの数値目標が絶対必要だと考えると、非常に難しい問題でした。その議論の中で出された数値目標が、市が設置する審議会等の委員

です。人口の半分は女性ですから、当然最終目標は50%とすることとして答申いたしました。また、市の女性管理職登用についても、現状の登用率の数値が非常に低いことから、当面は20%を目標にしながらということ、答申の中で考え目標値として掲げました。

また、事業の項目によっては、数値目標を設定できる事業、できない事業など色々あると思われまますので、この素案の作成にあたって、事務局より何かありましたら発言願います。

男女共同参画担当係長

数値目標ですが、ご指摘のとおり2つの事業しか数値目標が設定できませんでした。これは審議会から提言いただいた数値目標を十分吟味し、努力をすることにより目標達成が可能であることを前提として掲げました。言い返しますと、簡単に達成できる目標値でもだめであり、市が懸命に努力いたしまして、到達可能な上限を見据え設定したところです。

改めて答申いただいた目標数値を言いますと、審議会等の委員は半数に当たる50%の女性登用へ、それから市の管理職は20%の登用へと、答申いただきました。

なお、現状の数値を言いますと、審議会、委員会等の委員の女性の登用率は、合併後、大きく下がったところでございます。市町村合併によりまして自治区ごとに農業委員会等が設立されましたが、女性委員が各自治区などでの選出がなかったことや、その他の審議会などでも、各自治区からの女性委員の選出が少なかったことなど、様々な要因から女性委員の登用率が下がったところでございます。素案の12ページに、国、道、北見市の女性委員の登用率を掲載しております。北見市の数値で申しますと、平成17年の28.6%が最高値であり、また、合併後の参考数値といたしまして、平成18年の28.0%と記載しておりますが、実際のところ、平成19年4月ではこれより下がりまして27%を割り込むような状態でございます。この現状の数値からいきなり50%の目標値を掲げましても、その目標値を達成することは非常に困難であり、目標を掲げても最初から到達できない目標では駄目だという判断から当面・10年後の目標を40%とし、さらに、年次ごとに具体的な目標値を策定していくこととし、基本計画の進行管理の中で目標値に対する検証を行いたいと考えております。

次に、女性の管理職登用つきましても、現在の登用率で言いますと3%程度の状態でございます。この数値から考えた時に20%という数値目標は、職員の比率にもよりますけど、10年間で20%まで上げることは、先程と同じく非常に困難でございますので、市が最大限努力して目

標値のクリアが可能な数値として10%と考えました。こちらにつきましても職員課と協議しながら、年次的に目標値を定めていきたいと考えています。

その他の事業につきましても、毎年事業(計画)の進捗状況を検証しておりますので、その中で、言わば計画の進行管理の中で数値目標を設定できるものは、単年度ごとに目標値を定め実施していきたいと考えております。以上です。

会長

B委員の意見をいただきましたとおり、10年後の評価については、計画どおり多少の前進があったなどと評価しましても、それは非常に抽象的なことから、目標数値がたとえ年次ごとであっても、目標値が設定できる事業については数値を掲げることとし、取り組むことを考えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

男女共同参画担当係長

はい、そのように努めてまいります。なお、追加の説明をさせていただいてよろしいですか。

先程、B委員からご指摘ありました女性の健康に関する事業につきましては、会長からも昨年の議論の経過説明がありましたところですが、庁内の課長職等で構成する連絡会議の中でもこの問題について話し合いました。保健福祉部が入る部会におきましても、各自治区からの事業を担当している保健師さんからの意見では、男性は会社などの各種検診があることなどから、実際の女性の健診やその健診の受診率は、男性に比べ少ないということであり、こちらも年次目標をつけた中で、女性の受診率を上げていく必要があるとの協議結果になりました。このことから、男性から見て健診の機会やその受診率が低いようであれば、当然この計画に盛り込んでいくのが必然であるという観点から、素案の事業に盛り込んでいます。以上です。

会長

はい、最後に91番、92番などの事業を移した方が良いのではないかと意見について、庁内会議で議論はありませんでしたか。事務局で見解があればお願いします。

男女共同参画担当係長

はい、ここは庁内会議でも特別な問題にはならなかったのですが、しかし、どちらの体系・施策にもあてはまりますから、部会の中で迷ったことは事実でございます。

会長

一応、チェック項目として検討してください。よろしいですか。

男女共同参画担当係長

はい、今後の課長職等会議の中で、再度諮っていきます。

会長

それでは、F委員お願いします。

F委員

私は4月の末に委嘱状をいただき、その後、審議会の開催がなかったものですから、今回いただいた資料・素案などのボリュームには少し驚いたのが事実でございます。私自身いろいろなことをやっていますので、読み込む時間が不足しまして、大変申し訳ないと思っています。

今回の意見については、どのような書き方・挙げ方をするのか分からないこともありまして、一とおりを通した中で、こういう事なのだと感じたことや、今、私が思っていること、それから今の社会的背景を考えながら、私の持論も含めながら意見書を書きました。

まず、昨年の審議会から男女共同参画社会実現を目指して出された貴重な意見を基に、5つの重点課題を基本にして策定されたこの計画素案の内容は、大変素晴らしいものと思いました。

意見書の第1番目のところですが、中央教育審議会で「ゆとり教育」の見直しが出ています。このゆとりが世間でも話題になっています。今後、少子化対策が成功し児童数が増えてきた時は、家庭での子どもに対する対応の仕方も変わるのではないかとということも考えられます。今の家庭生活というものが、より子供を中心とした家庭生活となりますと、家庭に対する事業の対応や内容が変わるのではないかと思います。

私の予想ですが、このゆとりの見直しが行われるのは、おそらく今後6年から7年ぐらいかかるのではないかと思います。しかし、実際取り組まれた時は、それより早く見直されることも考えられます。そういうことも考慮しながら、10年の区切りで行う計画であり、また、これらも含まして社会情勢の変化等によって、随時計画を見直すことが明記されていますので、この部分の計画の表現は大丈夫ですが、今のような流れがあることを事務局はおさえておいてください。

それから、私自身の話にもなりますが、シルバー混声合唱団やことぶき大学に入学しており、週に2・3回程度は外に出てサークル活動を楽しんでいます。これらを含めましていろいろと

活動を行っているわけですが、これは生き甲斐ということになると思います。男女とも生き甲斐を求め、そして活動しているわけですから充実感がございます。ことぶき大学などの事業がありましたので、男性も女性も生きがいもてるように事業を展開することを考えてください。

次に、意見書の3番目の高齢者のことですが、日本は超高齢者社会になりつつありますが、私自身も高齢者になりますが、生き甲斐をもってがんばっております。最近、医師不足とか医療費の負担増とかありまして、高齢者の自宅療養とか、自宅介護ということが多くなってきているわけです。このようなことを含めた、ボランティア活動が必要だと思えます。計画書の中にもボランティア活動の事業が掲載されていたと思いますが、人材ボランティアなどのための人材育成もより進めていただきたいと思います。

次に意見書の4番目、ジェンダー＝性差については、封建的な性差の考え方と、比較的自由になってからの考え方があると思います。最終的に男女が同じような目的を持って、同じような価値を求めながら、平等に生活していくというのが最終目標だと思えますが、しかし、ある部分においては、女性は女性、男性は男性の役割というものがあるわけで、その辺の協調性を欠いてしまえば、本来向かうべくジェンダーといいますが、男女共同参画からずれてしまうのでないかなと考えています。お茶くみ等の事例がありましたが、これらについては、今からでもきっちりとやっていただいて結構だと思えますが、女性は女性、男性は男性の生まれながら持つ特性を十分に生かすようなジェンダー＝社会であって欲しいと思えます。

それから、意見書の5番目の格差社会ですが、この言葉は流行語みたいになっていますが、本来、格差などあってはならないのですが、地域差と人間かんの格差が確かにあります。このため、人に迷惑をかけるような格差があれば良くないことですから、その辺の配慮・是正が必要ではないかと思えます。

次に意見書の6番目の町内会活動ですけど、自治連では連合町内会と単位町内会などの町内会の組織等を十分に検討しているようです。特に連合町内会に入っていないところがあると聞いています。町内会の基本的なことは、地域住民の助け合いから発生しているものですから、今後、そこに誰が住んでいるのか分からないような町内会では、不安が生まれると思います。地域の間関係と生きがいを重視する町内会を振り返って見るのが大切であると思えます。

最後に、みなさんご存じかと思えますが、6月下旬の今年度の男女共同参画週間の標語「いい

明日は仕事と暮らしの「ハーモニー」を書き意見書としました。以上です。

会長

はい、基本目標や基本的方向の多岐にわたって、1つずつ意見をだしていただきました。校長会の代表でC委員が来ておりますので、ゆとり教育とその実現や今後の展望等について、どのような提案なのか分かりましたらお話を聞きたいと思います。

C委員

はい、ゆとり教育につきましては、中央教育審議会でも議論・検討されておりました、22年に新しい学習指導要領がスタートするということになっています。今そのスタートに向け、具体的な内容・細かな部分が様々な角度から議論・審議されているところです。

会長

ゆとり教育は、6・7年どころか3年後にスタートです。ゆとり教育の問題は、いろいろと賛否両論があると思いますが、素案の中の学校・地域社会、そこにおける男女共同参画という部分でカバーされていくと思います。また、健康の問題につきましても、高齢者の生き甲斐の問題についても、素案の男女が豊かに暮らせる体制づくりの項目の中に含まれており、地域の町内会も含めた問題なども掲載されております。この中でただ今の意見については、網羅できるのではないかと思います。事務局は意見を参考にし、事業確認や事業展開をお願いします。

次は、H委員です。よろしくお願いします。

H委員

まず、基本計画の素案は必要な内容が十分に盛り込まれており、男女共同参画社会の実現に向けて、少しずつでも確実に推進することを願います。

私は、留辺蘂自治区の委員として、素案を見た時、全般的に北見中心に書かれているように映りました。例えば、32ページの53番の事業の家族経営協定の促進ですが、農用地利用改善組合と掲載されていますが、私は農業者ですがこの組織が分かりません。これは農業委員会ということですか。北見自治区以外から見まして、分からない言葉がでております。この辺の整理が必要だと思います。

会長

この農用地利用改善組合は、農業用地などを略した言葉なのか、その辺は専門的な知識が必

要で、事務局も即答は無理ですね。

H委員

私は、家族経営協定につきましては、以前から農業委員会という言葉を使っています。この農業委員会の管理下だったらそのまま理解もできますし、もし、この農用地利用改善組合という組織が実際にあっても、北見自治区だけのもなら表現を変えるか、言葉使いの違いがあるのなら訂正するのか、改善の必要があると思います。

次に、この中に書いてある事業を市民が見た時、例えば、見た人が問い合わせをしようと思っても、実際にどこに連絡をするのか、どこに聞けばいいのか分からないと思います。そのため、電話番号とか、課名とか書いてあれば良いと思いました。

会長

事業の所管部はわかるけど、どこに市民が連絡したら良いのかということですね。

H委員

問い合わせ先を入れるなど、そういう部分をもう少しやさしくしてほしいと思いました。

会長

最初の固有名詞・用語の問題については、事務局は即答できますか。

男女共同参画担当係長

農用地利用改善組合という用語・名称は確認しまして、後日報告させていただきます。

また、家族経営協定はH委員が言われたとおり、農業委員会が所管して進めておりました。しかし、家族経営協定の推進につきましては、農業委員会から所管の手が離れまして、農務課に事務が移管となりました。当然、農業委員会も継続してバックアップはすることと思います。こちらの表現方法は、再度農務課と協議・精査していきたいと思います。

次に、事業の所管課の記載や連絡先等についてでございますが、所管部局につきましては、全て担当部までの記載とさせていただきます。どうしてもと言いましたら、市役所内部の問題ですが、組織機構が変わることや事務事業の移管が考えられます。しかし、所管が部までの記載でしたら、ある程度はこの組織変動に対応可能と判断したことと、また、事務移管は通常は同じような業務を行っている間での移管が多いため、言わば部内の担当課が変わることが多いと考えられます。そのため、担当部が責任もって行うことを明記した形であり、通常、この

ようなことから計画書等の策定の場合は、所管を担当部でおさえることが多く、部までの記載としたところ です。

会長

事情は分かりました。しかし、実際市民の目に届く時には、やっぱりこのままで疑問が残ります。いかがでしょうか。

男女共同参画担当係長

実は、基本計画を策定しております他の市・自治体を見ましても、部程度までの表示となっています。しかし、委員ご指摘のとおりですので、何か工夫を考えたいと思います。

会長

そうですね。例えば、どこかのページに事業一覧表を策定し、実施事業が留辺蘂総合支所であれば、その電話番号を入れるとか検討したほうが良いと思いますが。事務局いかがですか。

男女共同参画担当係長

はい、実は現在の素案は、印刷発注時の予算計上額のページ数をオーバーしております。このため、別刷り・庁内印刷も含め、事業の実施課の電話番号を入れる方法等を検討してまいります。

会長

それから、H委員から全体的な印象としては、旧北見市のイメージが強いのではないかと、という意見でしたが、関連して話しをできる方がおりましたら、発言をお願いします。

C委員

はい、私も同じように感じました。特に、その部分がはじめのところになりますが、旧北見市のプランだけで、他自治体・旧町のプランや事業等については、何も記載されておられません。

会長

旧北見市以外、その他の旧町は何もやってはいなかったということですね。

C委員

はい、そういう印象を持ってしまう文章です。

部長

最初と7ページの文章ですね。最初の「策定にあたって」も、旧北見市のことを北見市という

表現にしていますので、これも分かりづらい要因となっています。担当として策定したこの素案の段階では、北見市の中に新北見市と旧北見市とが混在させておりますので、より分かりづらいものとなったと思います。

男女共同参画担当係長

合併前の旧町におきましては、男女共同参画に取り組んでいた自治体はございませんでした。そのため、旧北見市の事業を、そのまま各自治区・旧町に移行したところでございます。このことから、北見市よりの表現になったのかと思っています。

D委員

旧1市3町は合併したことです。私は、北見市という観点の中で何事も処理していきたい、そのように思いますので、返って気にはならないかと思っています。

副会長

合併した時に、条例の規定では旧1市3町では、旧北見市にしか男女共同参画関係のことがなかったから、旧北見市の事業を、そのまま全ての自治区で仮に運用していくこととなっていたと思います。それで条例も、旧北見市のが、そのまま市議会で決定されたということでした。旧北見市しか男女共同参画の条例や事業がなかったため、表現がこうなったのかと思います。事務局に確認しますが、男女に関する条例や条例に関する事業等は旧北見市だけでしたか。

男女共同参画担当係長

はい、そのとおりです。旧北見市の条例をそのまま施行いたしました。また、新たな計画ができるまでは、各自治区の実施事業につきましても、旧北見市のプランを3自治区・旧町に配布し、全自治区が旧北見市のプランにより行うこととしました。

副会長

他の3町に同じような条例がありましたら、当然それらを議論し、新しい条例策定となり、その条例に基づく事業となったと思いますが、旧北見市しか条例がなかったのも、それがそのまま議会で議決されて、その後がこうなっていますという表現になっていると思います。

D委員

確かに現在の端野自治区・旧端野町には、男女共同参画事業がありませんでした。私は、昨年この審議会に参加しまして、初めて旧北見市という形の中の男女共同参画事業について、議

論をさせていただいていただきました。そうしまして、その旧北見市のプランや事業を基にしまして、こうあるべきとか、そのとおりとか、合併後の新たな市としてあるべき意見を出させていただきました。このため、あまり旧北見市・旧町にこだわるのではなく、合併した新北見市として、新たにこのような形で男女共同参画を推進させていくことを考えましたら、さほど不自然な文章ではなく、新北見市の意識を持って考えるべきだと思います。昨年の審議会の議論経過もそうであったと思っています。

会長

はい、分かりました。課長会議の中で話題になりましたら確認事項としてください。

男女共同参画担当係長

はい、各自治区・旧町の委員もおりますので、意見等が出ましたら議論することとします。

会長

それでは、K委員をお願いします。

K委員

僕は、言葉と表現の問題が2点ほどございます。表紙を聞いた次のページのところで、第3段落の2行目の「迫ってきています」と表現がありますが、これの前の文章を見ますと、団塊の方々の退職などは、既に始まっていますので「迫ってきている」というと、まだ団塊の世代の方々の退職は、始まっていないのかと思いますので、既に始まっているので「迎えている」という表現などはどうでしょうか。

それから、1ページから5ページまで、文章で表現するのも1つかと思ったのですが、年表にした方が取り組みが時系列になり、北見市の取り組み等も分かりやすいと思いましたが、後ろの76ページから年表がありましたので、76ページ以降参照などがあれば、年表を見た方が北見市の取り組みが、ほかと比較してどれくらい進んでいるか、熱心なのかが分かりやすいのではないのかなと思いました。先程、B委員が36ページの61番の事業をおっしゃった時に気がついたのですが、事業名で「学校開放事業等よる」とありますが、ここに「に」が抜けております。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。これは、いずれにしても年表は後ろにあります、小見出し

などがあつたほうが、分かりやすく良いかもしれませんね。意見書を頂いた方は以上です。

次は、名簿順にお願いします。まずはC委員お願いいたします。

C委員

はい、大変重要な仕事だと改めて思っているところです。初歩的な質問をさせて頂きたいと思いますが、これはどなたに配る計画なのですか、というのは誰が見るかによって、中身が変わると思います。また、アレンジの仕方も変わってくることとしました。この計画書を役場の課長さん方が見られるには、この形は良いと思いますが、市民の方々が見る時には、この内容をきちんと最初から最後まで見るものなのか、また見られるものかなど疑問が残りました。そうしますと、この形は、基本形式としておき、市民の方々向けの違ったものを作る必要があるのではないかとしました。

さらに重要な事業であれば、特に設問の中で啓蒙とか促進とか宣伝活動を取り組むという形で、具体的な事業展開をさせておりますので、これを見る対象に合わせて内容を検討したら良いのではないかとしました。

それからもう1点質問がございます。資料の中の13ページの表で「女性の意見の市の政策反映する」という意識調査があります。これは具体的に女性の意見等は、どのような意見を、どのような形でとりあげて実施したのか。また、分類として女性の意見という区分は何を根拠として選んだのか、私自身は分からなかったものですから説明をしていただければと思います。

会長

何歳から何歳までの不特定多数をどのようにして調査したかということですか。

C委員

はい、女性の意見の政策への反映と言うことで、20～29歳までの方々の様々な意見をアンケートしたもので、男性の意見、女性の意見というふうに分類して、その中の女性の意見がどうかを見たものなのか、標題の意味も分からないものですから確認したいと思いました。

会長

まず、質問の答えから、事務局お願いします。

男女共同参画担当係長

これは、市民の意識調査ということで、企画部がアンケート調査を実施したものを活用いた

しました。アンケートの質問については、具体的項目があり何について意見を述べたか、という形ではなく、大きく・漠然的ですが、女性の意見が市政に反映されているか、とアンケートの対象者に投げかけた形式となっています。また、対象者も無作為抽出となっています。

副会長

これは、調査方法や調査の内容、また、無作為抽出の市民対象など、と備考などに明記しないと分からないことです。もう少し詳しく分かるように工夫してください。

男女共同参画担当係長

はい、備考などで調査方法など明記・整理してまいります。

会長

C委員の質問の中には、やはり市役所用語が多いということがあると思います。我々が最初に資料としていただいた「男女共同参画広報のために」という冊子は、編集の参考になる部分が多くあります。まず、文字が大きいこと、それから、色別されたグラフの方が非常に見やすいということです。これらの問題については国も中々考えていると思いますし、編集上の問題として参考にして欲しいと思います。C委員の質問の冒頭にありましたが、最終的には市民の皆さんに読んでもらわないと、これらの計画が推進しないわけですから、分かりやすい表現、見やすい編集に心がけてください。事務局よろしいですか。

男女共同参画担当係長

今、会長が言われたとおり、基本計画書は市が実施する事業で、対象は市や市民であったりします。また、男女共同参画推進の計画は、当然ながら市民への周知や啓発の両方の意味を含め、広く市民に知ってもらうことが大切でございます。そのため、本計画の実施にあたりましては、計画書を、各種公の場所に配布いたしまして、市民が手を取って見ることができ、また持ち帰れるようにしたいと考えておりますので、ご指摘のとおり工夫してまいります。

なお、本日お渡している素案は、11ポイントの文字サイズで作りまして、実は予算を計上しているページ数は70ページであり、予算計上より若干オーバーしております。しかし、今後の校正や印刷発注時の構成などで、計画書の完成版は、字体は12ポイントとし、この素案より1ポイント大きくしたいと考えています。そうしまして、さらに、この素案はイラストなども入っていないですが、その辺も余裕があれば見やすく工夫してまいりたいと考えております。

また、これとは別に、A4版8ページぐらい・A3版で言いますと見開き4ページ程度の基本計画の概要版を作る予定でございます。この概要版は基本要点を中心にし、イラストなどを使用し、ある程度の子どもから高齢者まで理解でき分かりやすいものとし、それを市民の皆様に広く配布したいと考えております。以上です。

会長

だいぶ時間が迫ってきましたが、D委員お願いします。

D委員

はい、私はこの素案を頂戴してから、今年の審議会の議論を思い出しながら読ませて頂きました。この素案は、答申書の内容や答申書に付された意見なども考慮し、良くまとめていただいたと思っています。また、先ほど意見を述べさせていただいておりことから、私からは以上でございます。

会長

次に、E委員お願いします。

E委員

はい、素案をいただき読みましたが分からない部分がありました。しかし、本日、委員の方々のお話を聞き、大分理解し納得することができました。今回、市民感情と言いましょか、市民の立場として皆さんのお話を聞いたところ、いくつか疑問に思ったことがあります。初めにB委員が言ったように数値目標がある程度と言いますか、何点か入った方が良いのかなと思いました。

また、この場合、基本計画の概要版を出すことになりましたら、計画の事業は全て重要だと思いますが、特に重要な点を絞り、また、特に市民の関心があるのはどこか考慮し、そこに重点を置く必要があると思いました。例えば、1点目としまして、私は小学校の教員なのですが、27ページの37番の事業、児童館・フレンドセンター・児童クラブ事業のところですが、学校の低学年の児童を見た時、年々共稼ぎの世帯が増えていますので、学校が終わってからは児童館などに行く子どもが増えています。多分、5・6年前と比較しますとはるかに多くなっており、社会教育部の児童館の先生方は大変だと実感しています。このような中で、より良い児童館であるために頑張っていると思いますが、実際のところ、今はきつきつの運営なのかなという感

想をもっています。このようなことから、具体的な意見になりますが、児童館の職員人数を増やすとかあれば、また、実際に人数が増えることにより、仕事をしているお母さんも安心して仕事に専念できるようになるのかと思いました。

もう1点は、F委員から色々なお話しをしていただいた中で、社会的入院患者、高齢者の話が出ていました。それも非常に重要なことと思います。高齢者の方のケアも十分していかなければ、家庭に働きたくても働けない状況が生まれ、そういうことで、介護ボランティアとか人材を増やすとか、そう意見が書かれてありますけど、そういう観点でもう少し踏み込んだ内容が入るとか、そういう点を絞っていくことが良い方法ではないかと思いました。

会長

ありがとうございます。概要版の工夫など事務局は意見を参考にしてください。保育所とか児童館、介護関係の職場は、男女共同参画の中では女性の多い職場です。逆に女性職場と考えられる保育所などの中に男性保育士さんも入り、バランスをとっていくことなど、そのような必要性も感じます。

会長

さて、最期に、J委員から感想とご意見をお願いします。

J委員

はい、宿題をしてこなかった生徒みたいで申し訳ございません。仕事の都合上、全てを読み込む余裕がありませんでした。その中で、気づいた点、本日の議論から思いましたことなどを発言いたします。この9ページの計画の体系がありますが、ここでは、基本目標、基本的方向、具体的政策と分けてあります。ここの具体的政策はかなり細かく分かれております。

この部分で事務局に確認・質問がありますが、例えばですね、基本目標、基本的方向1、ここに具体的施策が4件あります。この中の(4)の「多様な就業形態を可能にするための情報提供」、これは誰がするのかということです。具体的に言いますと、これをこの素案の1~143の事業の中でどこが所管するのか、だれが実施するのか、また、全ての具体的施策に事業が網羅されているのかということです。

男女共同参画担当係長

はい、体系的に申しますと、1の(4)の部分ですね。素案のページの一番上に、それぞれ

基本目標の見出しが書いてあります。まず、この基本目標の を開いてください。次は、体系の基本的方向が1ですので、男女が働くための労働環境の整備のページをお開きください。そこから順に(4)を探していただきますと、25ページになりますが、体系順に の1の(4)が掲載されており、「多様な事業展開を可能にするための情報提供」として27番、28番の事業該当し、この2つの事業を実施するという形でまとめでございます。

J委員

はい、分かりました。そうすると具体的施策に関する事業は全て網羅されており、今のように数字をたどっていけば、必ず実施事業にあたるということですね。

会長

なるほど、言われてみれば事業の探し方に工夫も考えられます。

J委員

体系図から、誰がどのようにして施策の事業を行うのかという事が、見出しといいですか、体系図からでは分からないものでしたので確認しました。それでは、この体系図、施策の全てに事業が対応しているのですね。

男女共同参画担当係長

はい、全て対応しております。

会長

一通りご意見をいただきましたが、全体的に振り返りまして質問や意見のある方がいましたらお願いします。

副会長

最初に9ページですが、今お話を聞きまして、J委員の疑問がわくのは自然かなと思えました。関連して気になり部分が、事業の掲載ページに事業名のところに通し番号があります。その番号の上が空白ですので何かを入れるべきと思います。本来、番号には名称があるべきだと思いますが、左から事業名、事業内容、所管になっていますが、4つに分かれた掲載方法がとられていますので、番号の上に事業番号と明記し、この事業番号を体系図の施策の横に羅列しましたら、J委員が言われた疑問も解決するのではないのでしょうか。

会長

分かりやすくなりますね。事務局よろしいでしょうか。

男女共同参画担当係長

はい、実施事業のページの記載番号に名称を入れ、それを体系図に反映させてまいります。

副会長

私のイメージですが、計画の体系で目標というと、どうしても数値目標などをイメージしてしまいます。ここの表現を基本目標でいいのか疑問が残ります。

会長

この基本目標の掲げ方、文言について同じようなご意見の方はいますか。

J委員

私としては、それぞれ目標の内容を読めば不自然でないと思います。逆に分かりやすいのかもしれませんが。それは市民が体系を見た時、順次流れるようになっており、事業番号まで入れれば非常に良いことで、そのほうが親切・丁寧な表現かも知れないと思います。

会長

そうですね。課題や大項目・中項目・小項目とするよりは、分かりやすいと思います。

男女共同参画担当係長

庁内の課長会議の中でもこの辺の議論をいたしまして、計画書であるということで、目標と基本的方向とした方が分かりやすいことと、他都市や他の計画書等も照らし合わせて検討しましてこのようにさせていただきました。

副会長

他の町は、どのようになっていますか。

男女共同参画担当係長

はい、同じような表現となっています。基本目標ですとか、向かうべき方向、そのような表現方法となっています。

副会長

目標の方が上位の概念ですか。方向は目標の下の概念ですか。

男女共同参画担当係長

はい、そうです。目標がありまして、その目標に向かう方向と考えています。

会長

委員皆さんが膨大な資料を読み議論いただきまして、この素案は、最終答申から違った表現ではないことが確認されました。また、事業計画もそのような違いがないという事も確認されましたので、素案は全体的に良いできだと思えます。素案の承認でよろしいですね。

ただし、レイアウト上の問題、小見出しの問題、さらには字句の説明については、今後の課長会議にかけて再度検討していただくということでもよろしいですか。

もし、その前に今日で足りない部分があれば、19日ごろ審議会を開催しますけど、課長会議以降に検討の機会がありますので、ここまでの皆さんのご意見を反映していただいて、その後にもう一回チャンスがありますので、素案の審議はここまでとしてよろしいでしょうか。

副会長

数値目標の件ですが、この素案には2つしか出ていないので、今日の審議会から出た部分が2つ程度ありますけど、それを入れても4つぐらいしかないので、それ以外は課長会議の中で数値目標を定める努力をして下さいというように思いました。

会長

あるいは会長、副会長にその作業を任せていただき、皆さんのご意見の中から、どの事業だったら何%という記述ができそうなものを検討してみるのも可能だと思います。

男女共同参画担当係長

数値目標の件ですが、事務局の方も各所管の課に設定すべく依頼をしておりました。例を挙げますと、農業関係事業をとりまして「家族経営協定の促進事業」は、これから力を入れていく事業であると農務課から報告・確認がされております。ただし、今時点で協定を結んでいるのは、あまりにも低すぎるということと、これからより進める事業であるために、どこまで見込めるのか、今は目標設定ができないこと、しかし、今後2年後・3年後に本計画の見直しをするのであれば、その際は数値目標を設定できるのでないかと返答されています。

会長

分かりました。このためだけに全委員を招集してというのも、非常に申し訳ないと思えます。

副会長

そうしましたら、もう、すでに数値目標をできるだけ入れる方向で検討していただいた結果、これだけということになりますね。

男女共同参画担当係長

はい、現時点ではそうなります。

副会長

それでは、もう一回、できるだけ入れてと言いましても、これが限界ですね。

会長

審議会としてこういうことが提案されたわけですから、ここはきちんともう一度、会長、副会長等で整理して、課長会議に申し込むなどしなければ、せっかく、各委員皆さんに来ていただき議論したわけですから必要ではないですか。

副会長

もう1つの方法としては、課長会議の方で今のような検討があったことを報告し、事業計画の中で、何年後には、年次数値目標を定めることを明記するなど工夫し、計画終了日までの数値目標を定めるということを計画に入れておく、今回は数値目標を入れなくても、計画の実施期間に数値目標が入れば、取り組みが終わった後の検証が明確になると思います。

男女共同参画担当係長

単年後ごとに、計画の進行管理の中で目標数値を掲げことは、可能だと思います。毎年の計画の進捗状況の管理の中で数値を掲げることにより、この計画書には目標数値が載らなくても、市民の皆様にご公表できますし、検証もある程度明確になると思います。

副会長

場所によっては、ここには書いていなかったけど、今後は年次目標を定めることにするとか、書いてあるところがありますので、書いていない部分も検討を行い、目標の数値を掲げる用意があるところ、そういう方向で検討されているところは、そのように表現されていると、単に数値目標は何もないということではなく、計画がスタートしたら、次の年からは目標数値が入ると理解しますので、より良い計画書になると思います。

松岡会長

そうですね。いずれにしましても、本審議会の意見や感想を課長会議に反映するということ

で、次の審議会は、その課長会議の後に設定することによろしいですか。

委員の皆さんには、熱心、かつ、貴重なご意見ありがとうございました。予定していた時間になりまして、皆さんからのご意見も出揃いましたので進行を事務局にお返しします。

事務局から、次回の日程やその他の連絡事項等がありましたらお願いいたします。

男女共同参画担当係長

はい、審査会のホームページへの記載についてでございますが、所属団体名と委員名を記載しました名簿と、本審議会でご協議いただきました会議の要旨をホームページで公開することをご了承して頂きますようお願いいたします。

また、次の開催日程ですが、次の庁内の課長職等の男女共同参画推進連絡会議が11月21日に行われますので、次回の審議会では、その結果を反映した計画案を皆様の方にご提示したいと思っております。審議会は年末を向かえお忙しいと思っておりますけれども、12月の初旬か中旬を予定しておりますので、改めてご案内致します。

会長

以上をもちまして、本日の議事を全て終了致します。最後は課長の挨拶で終了いたします。

市民活動課長

本日は、長時間にわたりまして熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。年末・年始を含め、各委員の皆様には、大変お忙しい中お手数をお掛けいたしますが、それぞれのお立場、大所高所からご意見・ご提言をいただき、北見市の特色ある男女共同参画の基本計画策定にご尽力を賜りますようお願い申し上げます、第1回目の審議회를終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。